

## 女性活躍推進法による行動計画（下関市立市民病院）

令和6年3月29日

下関市立市民病院は、女性が活躍できる環境を整備し、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日までの間とする。

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1： 毎月の平均残業時間を20時間以内とする。

（実施時期・取組内容）

- ・令和6年4月～ 部署別、職員別の時間外勤務実施状況について、管理職は実施状況を定期的に把握し、長時間勤務の職員が発生した部署は職員間の仕事量の均衡を図り、時間外勤務を減らせるような体制の整備を行う。
- ・令和6年4月～ 長時間勤務の職員が発生した場合には、健康チェックシートの配布や産業医との面談など、心身の健康状態に異常がないかを確認するための体制の整備を行う。

目標2： 年次有給休暇の取得率を50%以上とする。

（実施時期・取組内容）

- ・令和6年4月～ 管理運営会議における報告等を通じて、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行うよう、各部署の所属長へ周知徹底を図る。
- ・令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況について、管理職が所属職員の取得状況を定期的に把握し、計画的な年次休暇の取得を促すなどの体制の整備を行う。

以上、女性が活躍出来る雇用環境（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境）を提供できるよう、病院全体で構築する。